

**子どもの学びと国際交流の推進等に係る
長野県・長野県教育委員会と国際ロータリー第 2600 地区との包括連携協定書**

長野県（以下「甲」という。）、長野県教育委員会（以下「乙」という。）及び国際ロータリー第 2600 地区（以下「丙」という。）は、子どもの学びと国際交流の推進等に係る相互の連携協力について、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲、乙及び丙が、それぞれの強みを活かしながら連携し、子どもの学びと国際交流の推進等に係る公益的な取組を協働・共創により推進することを通じて、信州の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携し取組む。

- （１）子どもの学びと地域連携に関すること
- （２）国際交流の推進、グローバル人材の育成に関すること
- （３）産業人材育成の強化に関すること
- （４）その他、地域社会貢献に関すること（環境、防災、健康などの分野）

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び役割については、甲乙丙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、第 1 項各号に定める連携事項を、第 2 項の協議による決定に従い、各自が自らの責任において誠実に遂行するものとする。

（協定の有効期間）

第 3 条 本協定の有効期間は、締結の日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間満了の日の 2 か月前までに、甲、乙及び丙により連携の方向性を確認し合意があった場合は任意の期間を更新できるものとする。

（協定の解除及び終了）

第 4 条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙丙協議の上、解除予定日の 2 か月前までに書面により各相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 天災地変等、甲、乙又は丙のいずれの責に帰することのできない事由により本協定の目的が達成できなくなった場合は、本協定は終了するものとする。この場合、甲、乙及び丙は、相手方に対して、損害の賠償を求めることはできないものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た各相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に各相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。
2 第1項の規定は、本協定終了後においても有効とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年(2025年)5月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事

乙 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県教育委員会教育長

丙 長野県松本市中央1-23-1 松本商工会館4階
国際ロータリー第2600地区
2024-2025年地区ガバナー